令和3年6月

桑名警察署速度取締り指針

交通事故実態の分析を踏まて重点的に速度取締りを行う路線

交通事故の分析に基づく指導取締

- 交通事故実態に基づき、人身事故多発路線や時間帯を考慮の上、**速度取締り**を実施する。
- 重点路線については、追突事故の人身事故が約7割を占めていることから、前方不注視の原因となる**携帯電話使用等**に対する指導取締りを推進する。
- **シートベルト非着用・チャイルドシート未使用**の取締りを推進し、人身事故の被害軽減を図る。
- 交通弱者の安全を確保するために、**通園路、通学路を中心とした横断歩行者等妨害等違反**の指導取締りを強化する。

★警察官による交差点監視、赤色灯を点灯したパトカーによる交通事故防止活動も強化します★

速度取締り重点路線

重点路線	重点地域	重点時間帯	規制速度
国道1号	桑名警察署管内全域	12時～14時、15時～20時	40及び50km/h
国道23号	桑名郡木曽岬町地内	9時～11時、13時～18時	法定速度
国道258号	桑名市内全域	6時～8時、10時～12時、16時～18時	法定速度
国道421号	桑名市大字星川地内	5時～8時、13時～17時	法定速度
県道桑名東員線	桑名警察署管内全域	6時～8時、10時～12時、16時～18時	40及び50km/h

※上記以外の路線地域・時間帯でも指導取締りを行うことがあります。

過去5年間の交通事故発生状況
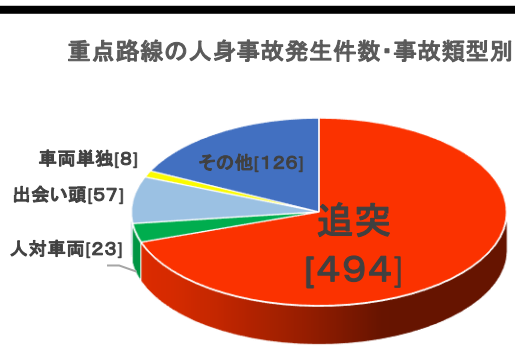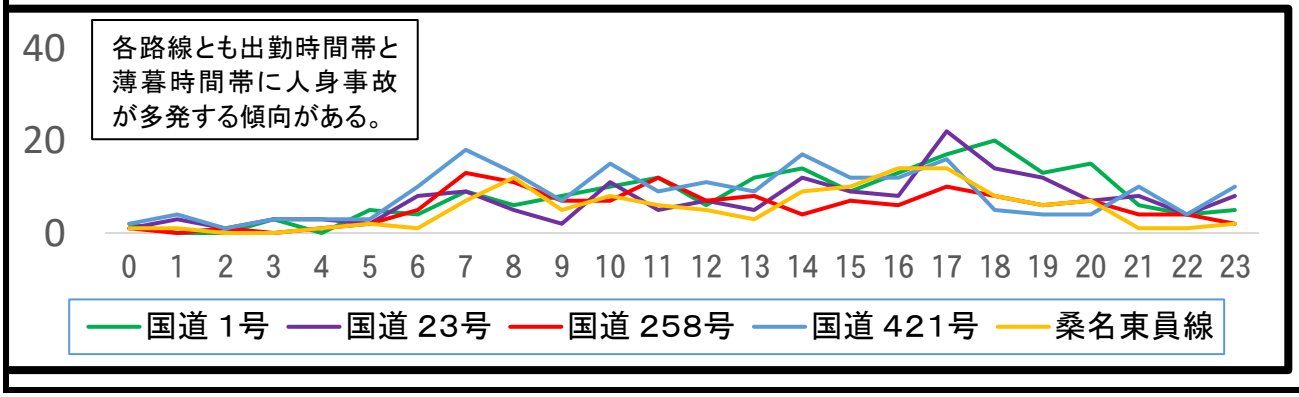
平成28年1月1日から令和2年12月31日までの5年間に桑名警察署管内で発生した交通人身事故1，661件の42．6%（708件）、交通死亡事故22件の約27%（6件）が重点路線で発生している。